

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿  
都道府県高等学校野球連盟  
理事長、専務理事、代表理事 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 奥 島 孝 康

### 不祥事件発生時における当事者の弁明について

日本学生野球憲章では第 31 条第 3 項に不祥事件が発生した際、指導者・部員を問わず当事者は弁明の機会を与えられることが定められています。

加盟校校長は野球部に所属する者が同憲章の理念に違反する行為に及んだ場合、当事者及び関係者に対し事実関係を聴取し、不祥事件報告書（以下単に「報告書」）を作成後、当該都道府県高等学校野球連盟を通じて、当連盟へ報告書を提出する義務を有します。

当該校が報告書を作成するうえでは、加害者及び被害者並びに目撃者等に事情を聴取し、事実関係を確定し報告書を作成する必要があります。

その後、当該校は確定した事実関係を記載した報告書を当事者（特に指導者が不祥事件を発生させた場合）に示し、弁明の機会を与えなければなりません。

当該校は関係者から事実関係を聴取したうえで報告書を作成しているため、報告書の記載内容と当事者の認識している事実関係が食い違うことは考えにくいと思われます。

しかしながら、万が一、双方の事実関係の認識に相違点があった場合、当該校は当事者の認識している事実関係について弁明書に記載させ、報告書と共に提出することとなります。

当事者が弁明を行わない場合でも、その旨を報告書に記載してください（報告書雛形参照）。

当連盟審議委員会では、当該校校長名で提出された報告書に基づき審議を致しております。もし、学校と当事者との間で、事実関係に相違があった場合は報告書と当事者作成の弁明書、双方の事実関係に対する認識を踏まえたうえで審議を行います。

処分対象者に弁明の機会を与える趣旨は、日本学生野球協会審査室で処分案を検討するにあたって、処分対象者に反論の機会を与え、処分対象者の言い分を聴くものであり、適正に処分を行うために不可欠な手続きです。学生野球憲章では審査室の処分決定後、被処分者は不服申立を行うことが出来ることとなっておりこれまで 2 件申立の実例が存在します。

不服申立を行い、当該校と被処分者が事実関係について争うこととなった場合、当該校が当事者に対して弁明の機会を与えていなければ、その手続きの不備ゆえに、被処分者に対する処分が無効となる可能性もあり、弁明の機会を与えたか否かは非常に重要なポイントとなります。

これらの事情を勘案していただき、都道府県高等学校野球連盟の皆様におかれましては、本通達の趣旨をご理解いただき、加盟校へ周知徹底のほどよろしくお願い致します。

以 上